

- | | | | |
|--|---|--|---|
| <p>17 儀式及び重要な表彰に関すること。</p> <p>18 特に重要な補助金、助成金、交付金、奨励金等の交付の決定及び確定並びに歳計現金余裕金の融資金額の決定に関すること。</p> <p>19 その他重要な事項の決定に関すること。</p> | <p>21 分担金等に係る滞納処分に関すること。</p> <p>22 過料処分に関すること。</p> <p>23 用地等の買収及び損失補償に係る単価（標準価額）の決定に関すること。</p> <p>24 設計高3億円以上5億円未満の工事の施行の決定に関すること。</p> <p>25 設計高5,000万円以上5億円未満の工事の指名競争入札参加者の決定に関すること。</p> <p>26 設計高3億円以上の工事の予定価格の決定に関すること。</p> <p>27 契約（2 支出負担行為に係る共通専決事項の表に定めるものを除く。）の締結及びその変更に関すること。</p> <p>28 設計高3億円以上の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。</p> <p>29 設計高3億円以上の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。</p> | <p>15 設計高1億円以上3億円未満の工事の施行の決定に関すること。</p> <p>16 設計高1億円以上3億円未満の工事の予定価格の決定に関すること。</p> <p>17 設計高2億円未満の工事で設計変更額が5,000万円以上の設計変更及び設計高2億円以上5億円未満の工事に係る設計変更に関すること。ただし、設計変更により工事金額が5億円以上となるものを除く。</p> <p>18 設計高1億円以上3億円未満の工事の出来形検査及びしゅん工検査に関すること。</p> <p>19 設計高1億円以上3億円未満の市町村等補助工事の中間検査及びしゅん工確認検査に関すること。</p> <p>20 その他定例的事務の処理に関すること。</p> | <p>19 各種免許証、認可証、免許証、登録証等の再交付、書換え交付、返納等に関すること（係長専決に該当するものを除く。）。</p> <p>20 講習会、打合せ会その他の会合の開催に関すること。</p> <p>21 法令に基づく軽易な検査、立入検査、調査、質問、報告の徴収等に関すること。</p> <p>22 登記及び供託に関すること。</p> <p>23 所掌事務に係る統計、調査等資料の収集及びあつ旋に関すること。</p> <p>24 所掌事務に係る軽易な図書及び印刷物の発行及び配布に関すること。</p> <p>25 熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号）第11条から第15条までの規定による行政文書の開示請求に対する決定等に関すること。</p> <p>26 熊本県情報公開条例附則第7項の規定による行政文書の開示の申出の処理に関すること。</p> |
|--|---|--|---|